野々市市商工会会員限定

令和4年　　月　　日

第３弾・野々市プレミアム商品券事業参加申込書

野々市市商工会　宛

（FAX：076―246―2558）

＊野々市市商工会のホームページからも申し込めます＊

住所

事業所名

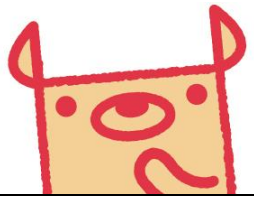
代表者名

取扱要領の各事項に同意の上、プレミアム商品券の取扱事業者として、下記の通り申し込みいたします。

記

店舗／支店等名称	※本欄に記入した店舗／支店等名が、市民向けの店舗一覧に記載されます。 ※市内に複数店舗／支店等がある場合、店舗ごとのお申込みが必要となります。			
事業所名				
代表者名				
店舗／支店の所在地	〒　　－ 野々市市			
店舗情報	電話番号			
	定休日		営業時間	
担当者	所属部署		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

野々市市商工会会員限定



第３弾・野々市プレミアム商品券取扱要領

商品券の名称		第3弾･野々市プレミアム商品券
商品券の発行者		野々市市商工会
商品券発行概要	発売冊数	30,000 冊　※現金 10,000 円で 13,000 円分の商品券 30,000 冊を販売
	発売場所	市内商業施設等を予定。
		①1 世帯3冊（3万円）まで購入可。 ②購入者は野々市市居住者限定。 ③新聞折込及び市広報誌8月号にて配布予定の申込ハガキを郵送。もしくは WEB フォームにて応募。 ※1 世帯 1 冊は確実に購入できます。 ※合計応募が 30,000 冊を超えた場合は予約期間終了後、抽選になります。
商品券の仕様と使用方法		1 冊に、500 円券 10 枚、1,000 円券 8 枚。 合計 18 枚、13,000 円分が綴られています。 ･1,000 円券は取扱店のすべての店舗で使用になれます。 ･500 円券は取扱店の小型店舗でのみ使用になれます。 ･取扱店にて現金と同様に使用できます。但し、おつりは出ません。 ※大型店舗…店舗の床面積が 500 平方メートル以上または従業員 35 名より多い店舗。
商品券の利用対象とならないもの		①現金への換金 ②換金性があり、広域的に流通しうるものの購入 ③たばこの購入 ④土地･家屋購入、家賃･地代等の支払 ⑤医療保険等の負担金（処方箋が必要な医薬品を含む） ⑥出資及び債務の弁済 ⑦国及び地方公共団体への支払 ⑧振込手数料、公共料金の支払 ⑨その他商工会が不適当と認めるもの
事業者向け案内	参加資格	取扱事業者として登録できる者は、野々市市商工会会員で、原則、野々市市内に事業所を有する者。 ※野々市市商工会会員への新規入会のご相談は商工会までお問い合わせください。 次の各号のいずれかに該当する者は登録資格を有しない。 ①風俗営業等の規制予備業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている者 ②特定の宗教･政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者 ③役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ④その他商工会が不適当と認める営業を行う者
	一次募集申込方法及び締切	参加希望店は、本用紙内の「参加申込書」に必要事項を記入し、令和4年7月1日（金）必着にて野々市市商工会まで持参又は郵送･FAX･WEB にてお申し込みください。 ※一次申込締切後の申し込みも可能ですが、広報物への掲載が間に合いません。
	事業者換金場所	野々市市商工会
	換金日時	令和4年10月7日（金）～令和5年1月31日（火）
	配布物	換金請求書、周知ポスター等を後日配布いたします。
	換金時の持参品	商品券、換金請求書
	注意事項	①登録された取扱店でのみ使用できます。 ･1,000 円券は取扱店のすべての店舗で使用になれます。 ･500 円券は取扱店の大型店舗を除く店舗で使用になれます。 ②使用期限を過ぎたものは無効とします。 ③商品券には、偽造加工防止のための特殊加工をしていますので、受領時にご確認ください。 ④事業者間による商品券の交換、譲渡及び売買は禁止します。 ⑤その他、申込内容と異なる事実が判明した場合、または違反行為があった店舗事業者については取扱店舗指定を取り消すことがあります。なお、これに伴い発生した損害等について、野々市市商工会はその責任を一切負わないものとします。